

原子力災害被災地域の 復興に向けた制度

令和6年8月8日

発災から10年の進展と課題を踏まえ、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、令和3～7年度の「第2期復興・創生期間」以降における、各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を規定

基本姿勢及び各分野の取組

1. 地震・津波被災地域

復興の「総仕上げ」の段階

⇒ 第2期に復興事業がその役割を全うすることを目指す

- **ハード事業**
 - ・概ね完了済、未完了の一部事業は完了までの間、支援を継続
- **被災者支援**(心のケア、コミュニティ形成、見守り・相談等)(※)
 - ・社会情勢の変化の中、事業の進捗に応じた支援を継続
- **子どもの支援**(教員加配、スクールカウンセラー等配置、就学支援)(※)
 - ・支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続
 - (※) 第2期期間内に終了しないものは、政府全体の総合的な活用も含め、支援のあり方を検討、適切に対応
- **住まいとまちの復興**
 - ・家賃低廉化・特別家賃低減事業の支援を一定期間継続
 - ・造成宅地・移転元地等の活用について、きめ細かく対応し、後押し
- **産業・生業**
 - ・中小企業等グループの再生と企業立地を支援(対象の限定・重点化)
 - ・水産加工業の販路開拓、加工原料の転換等を支援
- **地方創生との連携強化**
 - ・復興と地方創生施策の連携の充実・強化

3. 教訓・記憶の後世への継承

- ・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備
- ・とりまとめを実施した効果的な復興の手法・取組の整理、復興の変遷、進捗状況、評価・課題を関係機関等へ普及・啓発

事業規模と財源

- ・平成23年度から令和7年度までの15年間：32.9兆円程度
- ※ 原災地域は適切な時期に見直し、必要な復興事業に支障のないよう財源を確保

2. 原子力災害被災地域

引き続き、国が前面に立ち、中長期的な対応が必要
⇒ 当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組

- **事故収束**
 - ・廃炉・汚染水・処理水対策を安全かつ着実に実施
 - ・ALPS処理水の処分完了まで、政府が全責任を持って対応
- **環境再生に向けた取組**
 - ・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備・搬入等
 - ・県外最終処分に向け、政府一体となった体制整備の取組を推進
- **帰還・移住等の促進、生活再建等**
 - ・帰還環境の整備、移住・定住等の促進 ・被災者支援の継続
 - ・特定帰還居住区域制度のもと、避難指示解除の取組を推進
- **福島イノベーション・コースト構想の推進**
 - ・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に推進
- **福島国際研究教育機構(F-REI)の取組の推進**
 - ・「創造的復興の中核拠点」を目指し、取組を推進(R5. 4設立)
- **事業者・農林漁業者の再建**
 - ・事業再開支援、営農再開の加速化、森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業支援
- **風評払拭・リスクコミュニケーションの推進**
 - ・農林水産・観光等の風評払拭に向け、引き続き国内外へ発信
 - ・食品等に関する規制等の検証 ・輸入規制の撤廃・緩和推進
 - ・ALPS処理水放出後の正確な情報発信等の推進

組織

- ・復興庁を10年延長、岩手・宮城復興局を釜石・石巻に移転
- ・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有

福島復興再生特別措置法の概要

(公布:2012年3月31日、改正:2013年5月10日、2015年5月7日、2017年5月19日、2020年6月12日、2022年6月17日、2023年6月9日)

目的

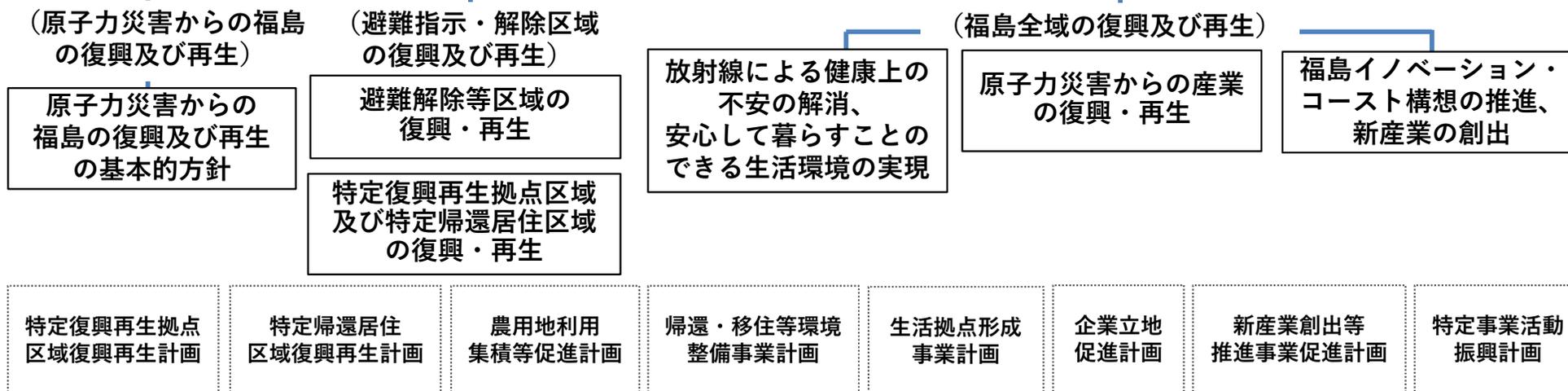
- ・原子力災害からの福島の復興及び再生の推進
- ・東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生

基本理念

- ・地域社会の絆の維持及び再生
- ・住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ること
- ・地方公共団体の自主性及び自立性の尊重
- ・地域のコミュニティの維持への配慮
- ・正確な情報提供

福島復興再生基本方針（閣議決定）

福島復興再生計画（知事が作成、内閣総理大臣が認定）



福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

- ・生活の安定を図るための措置
- ・住民の円滑な帰還及び移住等の促進を図るための措置
- ・住民の健康を守るための基金に係る財政上の措置等
- ・保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置
- ・再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置
- ・東日本大震災からの復興のための財政上の措置の活用 など

原子力災害からの福島復興再生協議会

- ・復興大臣、福島県知事その他の関係者からなる協議会を組織

福島国際研究教育機構（F-REI）

- ・新産業創出等研究開発やそれに係る人材育成等を総合的に行う

福島復興再生基本方針の概要

＜各取組の概要＞（平成24年7月13日閣議決定、平成29年6月30日改定、令和3年3月26日改定、令和4年8月26日改定、令和5年7月28日改定）

●避難解除等区域の復興・再生	<ul style="list-style-type: none">ALPS処理水に係る取組、産業の復興・再生、道路等の整備、医療・教育・住宅や心のケアなど生活環境の整備、新たな住民の移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大、農用地利用集積等の促進、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、福島相双復興推進機構への国職員派遣、帰還・移住等環境整備推進法人制度
●特定復興再生拠点区域の復興・再生	<ul style="list-style-type: none">帰還困難区域における復興拠点の整備（道路等の整備、生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、土壌等の除染等の措置等）、特定帰還居住区域の整備、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外の帰還困難区域に係る取組
●安心して暮らすことのできる生活環境の実現	<ul style="list-style-type: none">風評払拭・リスクコミュニケーションの推進、健康管理調査、健康増進等の支援、除染等の措置等、いじめの防止のための対策、医療・福祉サービスの確保（情報通信機器の活用等による必要な医療の確保等）、被災者の心のケア
●原子力災害からの産業の復興・再生	<ul style="list-style-type: none">農林水産業や中小企業の復興・再生、風評被害への対策（課税の特例、国内外における風評の払拭、商品の販売等の不振の調査、ALPS処理水に係る理解醸成等）、規制の特例、職業指導・紹介等、観光振興等
●新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化	<ul style="list-style-type: none">福島イノベーション・コースト構想（課税の特例、福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員派遣）、規制の特例、研究開発の推進（高度な産業技術の有効性の実証を行う事業に対する援助等）、新産業創出等研究開発基本計画の策定、福島国際研究教育機構の設立、企業立地の促進、脱炭素社会の実現等に資する福島新エネ社会構想や福島再生・未来志向プロジェクト等に係る取組の推進等
●関連する復興施策との連携	<ul style="list-style-type: none">東日本復興特区法・子ども被災者支援法に基づく施策との連携、法テラスの活用
●その他福島復興・再生に関する基本的事項	<ul style="list-style-type: none">鳥獣被害対策、地域公共交通網の形成支援等、国、県及び市町村間の連携等

福島復興に向けた制度（福島復興再生計画の概要）

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進。

福島復興再生基本方針

原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（閣議決定）

即して作成

福島復興再生計画

原子力災害からの福島復興及び再生を推進するための計画（県知事が作成・内閣総理大臣が認定）

避難指示の対象となった区域の復興・再生

住民の生活環境の整備等

- ① 県等が管理する道路等の工事を国が代行
 - ② 公共施設の清掃等を国が実施
 - ③ 事業の開始・再開を支援するための課税の特例を措置
 - ④ （特定復興再生拠点区域のみ）国の負担で除染等を実施 等
- ※ 特定復興再生拠点区域における事業については、特定復興再生拠点区域復興再生計画（市町村長が作成・内閣総理大臣が認定）に基づいて実施

営農再開の加速化

農地の利用集積・6次産業化施設の整備促進等

住民の帰還及び移住等の促進

- ① 帰還・移住等環境整備交付金によるインフラ整備、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大に資する施策等の実施
- ② 一団地の復興再生拠点整備制度の活用 等

その他

生活拠点形成交付金による公営住宅の建設等の実施、(公社)福島相双復興推進機構への国の職員の派遣、帰還・移住等環境整備推進法人の指定、情報通信機器の活用等による必要な医療の確保 等

福島県全域の復興・再生

産業の復興及び再生

- ・ 地域ブランド（商標、品種）の登録料等の減免
- ・ 風評払拭への対応（農林水産物等の販売の実態調査、海外の風評払拭や輸入規制の撤廃に向けた働きかけ等）
- ・ 風評対策に係る課税の特例 等

新たな産業の創出等の重点的な推進

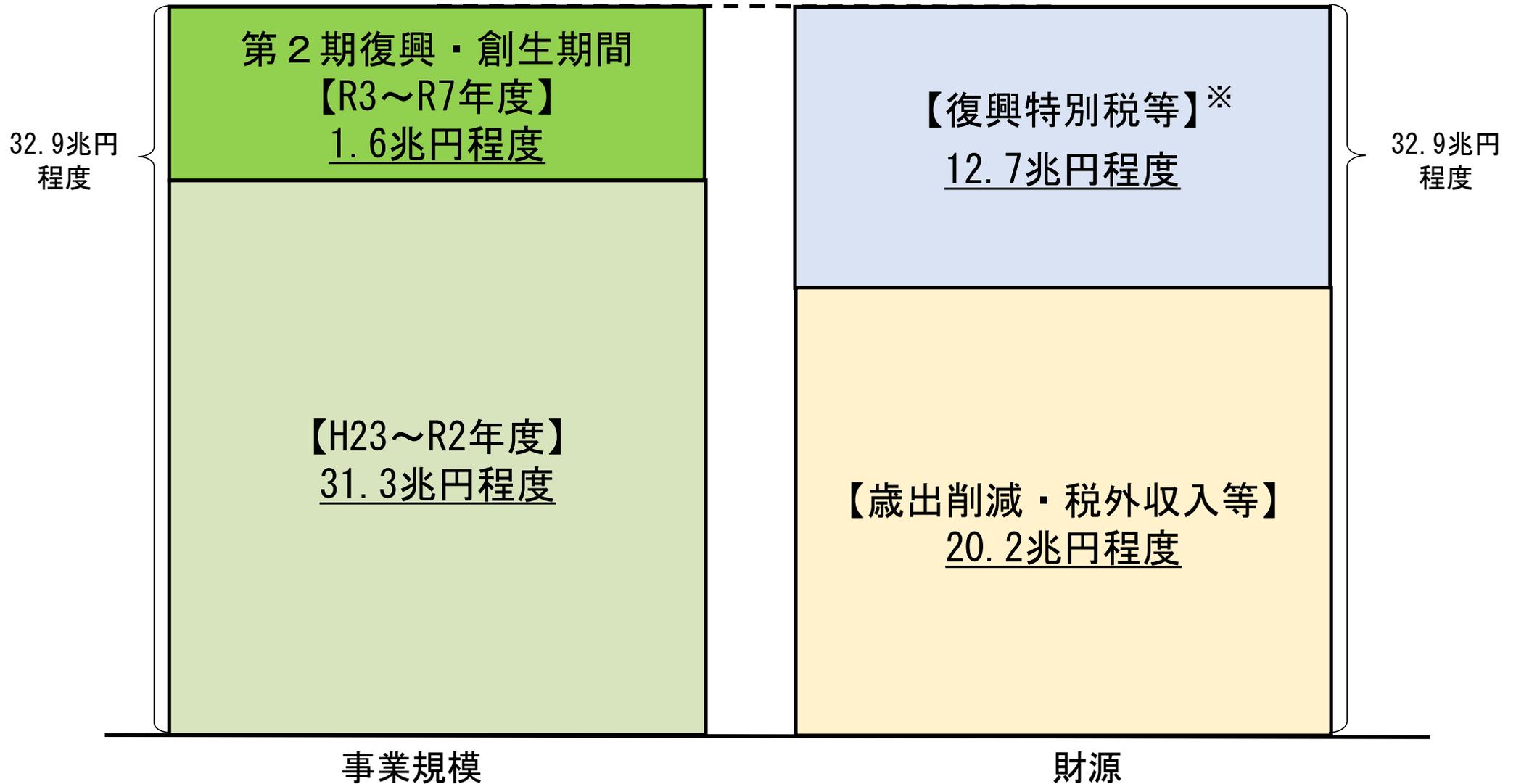
- ・ 再生可能エネルギー、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発拠点の整備等を推進
 - ・ 特に「福島国際研究産業都市区域」において、以下を措置
- ① ロボット製品開発に係る国有試験研究施設の低廉使用
 - ② 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例
 - ③ (公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構への国の職員の派遣
 - ④ ドローン等の実証実験に取り組む事業者に対する法令手続についての相談・援助 等

その他

健康管理調査の実施、いじめ防止対策の実施、原子力災害からの福島復興再生協議会、特定事項の調査・検討を行う分科会の設置 等

復興の進め方の特徴：予算面（財源フレーム）

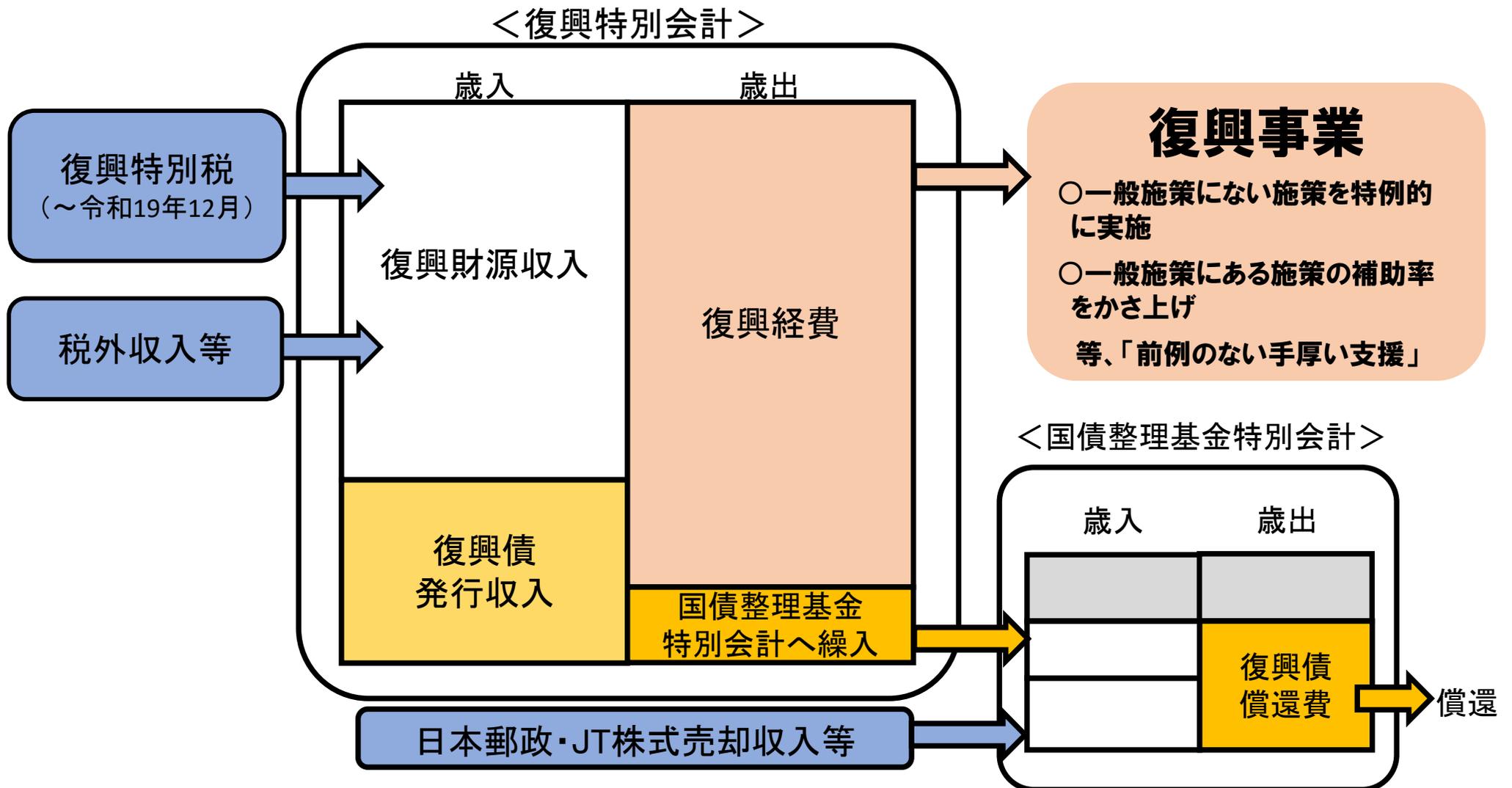
- 事業規模は、平成23年度～令和2年度までの10年間で31.3兆円程度、第2期復興・創生期間（令和3年度～令和7年度）で1.6兆円程度と見込まれ、これらを合わせた平成23年度～令和7年度では、32.9兆円程度と見込まれる。
- 財源は、復興特別税、歳出削減、税外収入等により、32.9兆円程度となり、事業規模と見合うものと見込まれる。



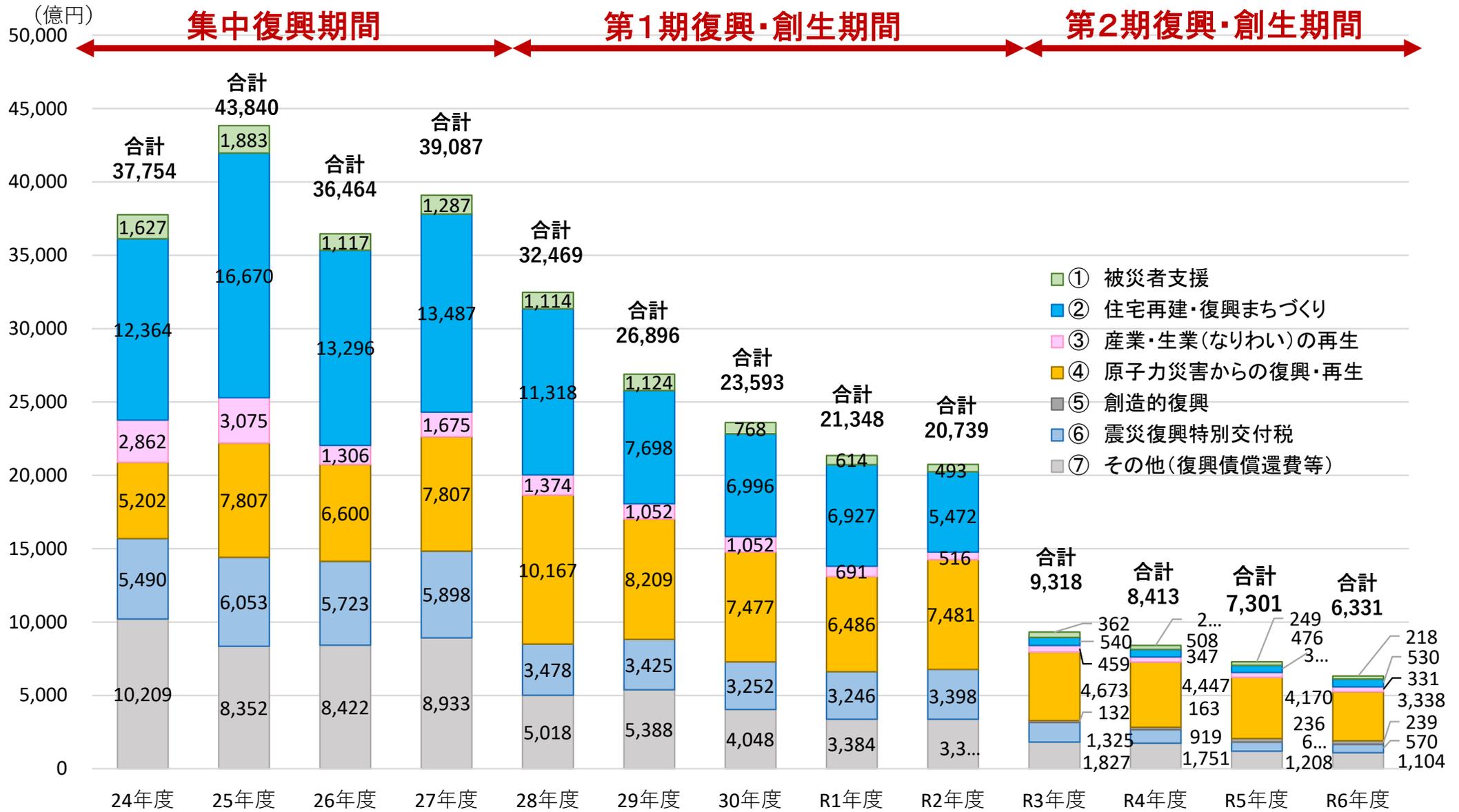
※ 復興特別法人税の1年前倒しでの廃止に伴う補填分0.8兆円程度を含む。

復興の進め方の特徴：予算面（復興特別会計）

平成24年度より東日本大震災復興特別会計を設置。復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに、復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に関する経理を明確化。



復興の進め方の特徴：予算面（予算の推移 ※当初予算ベース）



(注1) 令和6年度までの復興特別会計の当初予算額を計上。

(注2) 金額は四捨五入表示。

復興の進め方の特徴: 予算面(令和6年度復興特別会計予算額)

復興特別会計 (6,331億円)

復興庁所管 (4,707億円)

復興庁執行分 (872億円)

○被災者支援総合交付金	93億円
○風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業	20億円※
○ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業	1億円
○復興特区支援利子補給金	4億円
○福島再生加速化交付金	601億円
○福島生活環境整備・帰還再生加速事業	53億円
○「新しい東北」普及展開等推進事業	3億円
○「大阪・関西万博」を契機とした復興に向けた情報発信強化事業	2億円
○東日本大震災の教訓継承事業	1億円 等

※加速化交付金の内数を含む

他省庁執行分(復興関係事業費の一括計上)

(3,835億円)

○被災者支援	125億円
○住宅再建・復興まちづくり	530億円
○産業・生業(なりわい)の再生	327億円
○原子力災害からの復興・再生	2,673億円
○創造的復興	180億円

他省所管

(1,624億円)

○復興特別交付税	570億円
○予備費	800億円
○復興債費	254億円

(参考) 令和6年度 復興庁予算のポイント

令和6年度 予算額(復興庁所管): 4,707億円 [前年度予算額: 5,523億円 ▲816億円]

地震・津波被災地域において、被災者支援などきめ細かい取組を着実に進めるとともに、原子力災害被災地域では、帰還環境の整備、生活再建など本格的な復興・再生に向けた取組を行う。これらに加えて、福島をはじめ、東北地方が創造的復興を成し遂げるための取組を進める。

I. 被災者支援: 218億円 (249億円)

被災者の心のケア、コミュニティの形成、生きがいつくり等の「心の復興」、見守り・相談支援など、きめ細かな支援を実施。

- 被災者支援総合交付金 (93億円)
- 被災した児童生徒等への就学等支援 (20億円)
- 緊急スクールカウンセラー等活用事業 (15億円)
- 仮設住宅等 (5億円)
- 被災者生活再建支援金補助金 (12億円)
- 地域医療再生基金 (21億円) 等

III. 産業・生業(なりわい)の再生: 331億円 (339億円)

原子力災害被災12市町村における事業再開支援、避難指示解除区域における工場等の新增設支援等の取組を引き続き実施するほか、ALPS処理水の処分に伴う対策として、被災地の水産業等への支援を実施。

- 水産業復興販売加速化支援(41億円) **拡** 被災海域における種苗放流(10億円)
- 拡** 被災地次世代漁業人材確保支援(21億円) **拡** 漁業経営体質強化機器設備導入支援(4億円)
- 福島県農林水産業復興創生事業(40億円) ・原子力災害被災事業者の自立等支援(19億円)
- 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(12億円)
- 福島県における観光関連復興支援(5億円) ・ブルーソーリズム推進支援(3億円) 等

II. 住宅再建・復興まちづくり: 530億円 (476億円)

災害公営住宅の家賃低減のほか、災害復旧事業等の支援を継続。

- 家賃低廉化・特別家賃低減事業 (216億円)
- 社会資本整備総合交付金 (162億円)
- 森林整備事業 (40億円)
- 災害復旧事業 (84億円)
- ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業 (1億円) 等

IV. 原子力災害からの復興・再生: 3,338億円 (4,170億円)

避難指示解除区域における生活環境の整備や、特定復興再生拠点の整備、特定帰還居住区域への帰還に向けた取組等を実施するとともに、中間貯蔵関連事業を着実に推進。また、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を推進。

- 特定復興再生拠点整備事業(370億円) **拡** 特定帰還居住区域整備事業(450億円)
- 福島再生加速化交付金(601億円) ・福島生活環境整備・帰還再生加速事業(53億円)
- * 除去土壌等適正管理・原状回復等(150億円) * 放射性物質汚染廃棄物処理(407億円)
- * 中間貯蔵関連(1,008億円) ・風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策(20億円) 等

V. 創造的復興: 239億円 (236億円)

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、上記の取組に加えて、福島国際研究教育機構の取組や福島イノベーション・コースト構想の推進、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施。

- 拡** 福島国際研究教育機構関連事業(154億円) ・福島イノベーション・コースト構想関連事業(54億円) ・移住等の促進(福島再生加速化交付金の内数)
- ・福島県高付加価値産地展開支援事業(27億円) ・「新しい東北」普及展開等推進事業(3億円) **拡** 「大阪・関西万博」関連事業(4億円)

※ 上記のほか、東日本大震災の教訓継承事業(1億円)、復興庁一般行政経費等(48億円)を計上。

※ 福島国際研究教育機構については、別途、共管省の一般会計予算にも運営費を計上(1億円)、全体で155億円。

※ 「大阪・関西万博」関連事業(4億円)には、IVに含まれる「地域の魅力等発信基盤整備事業」の内数も含む。

東京電力への求償対象関連の
主な3事業(*)の合計
1,565億円(▲1,120億円)

福島再生加速化交付金【令和6年度当初予算額601億円(令和5年度当初予算額602億円)】

事業概要・目的

- 復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題やニーズにきめ細かく対応する施策を支援し、福島の復興・再生を加速化する。

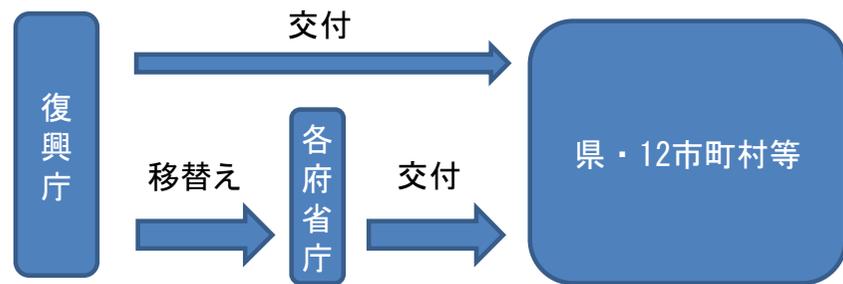
(参考) 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和6年3月19日)(抄)

福島の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組む。こうした状況に鑑み、令和3年度からの当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、避難住民の帰還のための生活拠点整備等に加え、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等に資する施策を一括して支援することにより、被災地域の復興・再生を加速することができる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- (1) 対象区域
避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)
- (2) 福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災12市町村への早期帰還・移住等の促進、地域の再生加速化 <ul style="list-style-type: none"> ・生活拠点等の整備(災害公営住宅、市街地の整備等) ・放射線への健康不安・健康管理対策等(個人線量の管理等) ・営農・商工業再開に向けた環境整備(農地・農業用施設、産業団地の整備等) ・新たな住民の移住等の促進に資する施策
長期避難者生活拠点形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 <ul style="list-style-type: none"> ・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等(復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等) ・復興公営住宅での生活支援(コミュニティ交流員の配置等)
福島定住等緊急支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの運動機会確保(遊具の更新、地域の運動施設の整備等) ・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策(プレイリーダーの養成等) ○ 新たな放射性薬剤の研究開発、治療実現による県民の健康不安解消 ○ 市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援
既存ストック活用まちづくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存ストック(空き地・空き家等)を活用したまちづくり支援 <ul style="list-style-type: none"> ・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備 ・復興拠点6町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施
浜通り地域等産業発展環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知 ・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援
水産業共同利用施設復興促進整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援

福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)

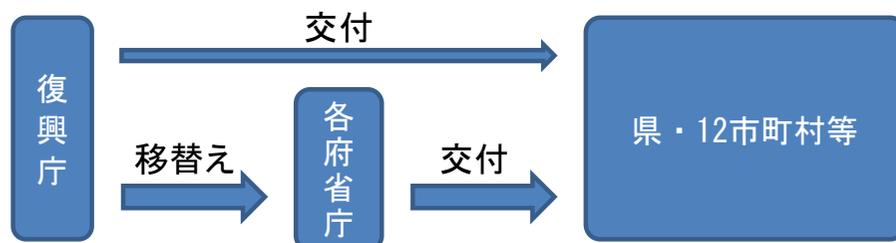
事業概要

避難指示等を受けた12市町村等において、県・12市町村等が実施する、住民の帰還や新たな住民の移住・定住の促進を図るための環境を整備する事業（住民の生活拠点等の整備、健康管理・健康不安対策、営農・商工業再開に向けた環境整備、移住等の促進に資する施策）を支援する。

目的・期待される効果

避難指示等に伴い住民が避難したこと等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することを支援することにより、避難住民の早期帰還を促進するとともに、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むことで、地域の再生を加速化させる。

資金の流れ



(注) 県を通じた市町村への間接補助、市町村を通じた民間事業者への間接補助も一部あり

事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

避難指示を受けた12市町村等

(2) 主な交付対象事業

- ① 生活拠点整備
災害公営住宅、再生賃貸住宅、道路、小中学校・幼稚園、市街地等の整備
- ② 生活環境向上対策
水道施設整備、井戸掘削等
- ③ 健康管理・健康不安対策
モニタリングポスト整備、個人線量管理、相談員配置
- ④ 社会福祉施設整備
介護施設、児童福祉施設、保育所等の整備
- ⑤ 農林水産業再開のための環境整備
農地・農業用施設、畜産施設、木質バイオマス施設等の整備
- ⑥ 商工業再開のための環境整備
産業団地、貸事業所等の整備
- ⑦ 移住等の促進
自治体支援事業、移住支援事業、起業支援事業

※ 別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置あり

福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)の活用状況

- 避難指示等を受けた12市町村等において、住民の帰還や新たな住民の移住・定住を促進するための様々なインフラ整備等(48事業)を支援

(注) 令和3年度に「帰還環境整備」から「帰還・移住等環境整備」に拡充。

- 平成26年4月(第1回配分)から令和6年6月(第47回配分)までに、福島県及び12市町村等に対し、国費5,247億円を配分。

(注) 12市町村以外の浜通り・中通りの市町村については、ため池放射性物質対策、個人線量管理・相談員配置等のみを支援

【主な活用事例】

■ 生活拠点の整備 (1,520億円)

- ・福島復興再生拠点整備 (577億円)
- ・道路整備 (237億円)
- ・学校・こども園等整備 (205億円)
- ・災害公営住宅整備 (153億円)
- ・福島再生賃貸住宅整備 (95億円)
- ・都市防災推進 (88億円)



市街地整備(大熊町)



災害公営住宅(富岡町)



防災まちづくり拠点施設(飯館村)

■ 生活環境の向上対策 (210億円)

- ・水道施設整備 (90億円)
- ・井戸掘削等 (48億円)



小中学校(川内村)



サツマイモ貯蔵施設(田村市)



ほ場整備(南相馬市)

■ 健康管理・健康不安対策 (229億円)

(モニタリングポスト整備、個人線量管理、相談員配置等)

■ 農林水産業再開のための環境整備 (2,340億円)

- ・農地等整備 (1,016億円)
- ・農業用施設・機械等整備 (595億円)
- ・ため池放射性物質対策 (541億円)
- ・木質バイオマス施設等整備 (141億円)



胡蝶蘭栽培施設(葛尾村)



産業団地(浪江町)



産業交流施設(双葉町)

■ 商工業再開のための環境整備 (842億円)

- ・産業団地等整備 (740億円)
- ・事業所等整備 (101億円)

■ 移住・定住等促進 (105億円)

※写真は各自体から提供または各自体HPから許諾を得て引用

移住・定住促進事業

- 帰還意向が限定的である中で、帰還促進に加えて、「**復興の担い手**」となる**移住人材の確保**が必要。
- **全国の中で12市町村が移住先として選ばれるために、移住者等呼び込む戦略が必要。**



- ① 12市町村自ら**移住施策の創意工夫**(令和4年度から家賃低廉化補助の追加等住まいの確保対策を拡充)
- ② ふくしま12市町村移住支援センターを通じた**広域的な取組への対応**
- ③ 移住関心層への直接の後押しとして、**移住支援金・起業支援金**を給付(令和5年度から子育て世帯に対する支援等を追加)

12市町村による取組事例

○ 住まいの確保への支援

移住者が居住を目的として空き家を取得する場合の改修に係る経費を補助

○ 住まいの確保への支援

移住者が空き家を賃借する場合の家賃の一部を補助

○ 移住関心層への情報発信

地域の魅力を伝えるために移住関連雑誌への掲載、WEB広告、テレビ番組により情報を発信

○ 相談窓口の設置

東京で移住相談ができるようにするために東京に相談窓口を設置

○ 相談体制の整備

移住希望者が地域住民やすでに移住している者に直接対話し相談できる体制を整備

○ 移住体験ツアーの実施

移住後の生活をイメージできるようにするために移住体験ツアーを実施

ふくしま12市町村移住支援センターによる情報発信キャンペーン「#未来ワークふくしま」

- 12市町村の移住に関する情報をワンストップで提供するWebサイトとSNSを運用
- Webサイト上にふくしま12市町村を勤務地とする移住者向けの求人情報を公開
- タレントを活用した動画プロモーションや12市町村を体験する移住ツアー開催など様々な形で福島での働き方、暮らし方に関する情報を発信
- 移住者が住まいを確保しやすくするために、空き家物件や家賃相場等の住まいに関する情報を発信

個人支援金による支援

12市町村に移住して就業・起業する者に対して、**移住支援金・起業支援金**を給付

【Webサイト】

12市町村の仕事（移住者向けの求人情報）、暮らし（物件情報・住宅改修費補助など）、各種支援制度の情報に加えて、住宅の整備状況等をまとめた「住宅レポート」を配信。テーマ別では起業・開業の情報を充実。情報は今後も続々追加予定。

WebサイトURL : <https://mirai-work.life/>

求人案件



住まいの案内



起業・開業の支援



【SNS・メルマガ】

「福島ファン」に向けて情報を発信。中長期的な関係の中で移住に関心を持っていただくことを目指すSNS。メルマガではイベント情報をタイムリーに発信。

SNS X(旧twitter)  @miraiwork_life	instagram  @miraiwork_life	facebook  mirai.work.fukushima
---	--	---

メルマガ

毎月**1日**と**16日**に発信

